

【参考】

延議第 264 号

令和4年8月2日

延岡市長 読谷山 洋 司 様

延岡市議会議長 本 部 仁 俊

令和4年7月1日の本会議における貴職の発言等について

令和4年7月1日開催の本会議の閉会前に行った貴職の発言等については、本会議の議事運営を妨害する行為であり断じて容認できるものではありません。

よって、今後、同様な事項が発生しないよう以下のとおり厳重に申し入れます。

記

1. 貴職の発言の求めに対して、議長の判断により延岡市議会会議規則第 50 条の規定による発言許可を行わずに議事を進行したにも関わらず、執拗に不規則発言とも言える言動を繰り返した今回の貴職の行動は、議長の議事整理権を侵害する重大な議事妨害行為である。
2. 本会議での討論については、議員が議案に対する自己の賛否やその理由を明らかにし、意見の異なる他の議員を自己の意見に同調させるために議員間で行うものであり、本会議の場において、地方自治法第 121 条の規定により出席している貴職が内容について言及する性質のものではない。
3. 今回、貴職が事実と異なると主張した事項について、後日、貴職に対する文書での照会及び所管課に対する事実関係の調査を行った結果、討論中における議員の発言については、事実と異なる内容は全くないことを確認した。
4. 単なる見解の相違でしかない議員の発言内容について、貴職が本会議の場で事実と異なると発言することについては、市民やマスコミに対して誤った認識を与えるとともに、議場における議員の自由な発言を委縮させる可能性もある。一般質問の場合は反問権の行使が可能であるが、それ以外の場面において、今後、同様の主張を行う場合には、その場で発言するのではなく、後刻、議員の発言内容を正確に確認した上で文書での申し入れを行うなど、議会運営のルールに則った本会議の議事を妨害しない形での冷静な対応をお願いしたい。